

個人キャッシュカード規定

1.(カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。)について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した貯蓄預金カード(以下これらを「カード」といいます。)は、現金自動預金機、現金自動支払機、自動振込機、通帳記帳機(以下これらを「ATM」といいます。)を使用し、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫および当金庫がATMの共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)のATMを使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。
- (2) 当金庫および当金庫がATMの共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)のATMを使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がATMの共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合。

2.(ATMによる預金の預入れ)

- (1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたはカードと通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨(ATMの機種により硬貨の取扱いができない場合があります。)に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座について、初めてカード発行の申込みがあった場合には、「現金自動取引機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「お取扱明細書」を綴り込んで保管してください。

3.(ATMによる預金の払戻し)

- (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、ATMの機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先のATMによる1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 当金庫および支払提携先のATMによる1日あたりの払戻回数について当金庫が本人が

ら当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

- (5) A T Mを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定するA T M利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4.(A T Mによる振込)

- (1) A T Mを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、A T Mの画面表示等の操作手順に従って、A T Mにカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先のA T Mによる1日あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 第1項の振込依頼をする場合に、振込資金金額と第5条第2項に規定するA T M利用手数料金額、同条第4項に規定する振込手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。
- (5) A T Mによる振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他やむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (6) 営業日の窓口営業時間終了後または信用金庫休業日にA T Mを使用した振込依頼があった場合、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。

5.(A T M利用手数料等)

- (1) A T Mを使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定のA T Mの利用に関する手数料をいただきます。
- (2) A T Mを使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定のA T Mの利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「A T M利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (3) A T M利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先のA T M利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

6.(代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人(本人により指名された方1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の住所、氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。

(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7.(ATM故障時の取扱い)

(1) 停電、故障等によりATMによる預金の預入れおよび払戻しができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより取扱いをすることができます。

(2) 前項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。

(3) 停電、故障等によりATMによる振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

(4) 停電、故障等により当金庫ATMによる取扱いまたは提携先ATMによる取扱いができない場合があります。そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

8.(カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、ATM利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または提携信用金庫のATMで使用された場合、または当金庫本支店の窓口で提出された場合におこないます。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、ATM利用手数料金額および振込手数料金額は預入れまたは払戻した金額とは別に通帳に記入します。

9.(カード・暗証番号の管理等)

(1) 当金庫は、ATMの操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しをおこないます。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。

カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を提出してください。

10.(偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

11.(盗難カード等による払戻し等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や

利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知がおこなわれていること

当金庫の調査に対し、本人より十分な説明がおこなわれていること

当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知がおこなわれた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しがおこなわれたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難がおこなわれた日(当該盗難がおこなわれた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いておこなわれた不正な預金払戻しが最初におこなわれた日。)から2年を経過する日後におこなわれた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

当該払戻しがおこなわれたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合

B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般をおこなっている家政婦など。)によっておこなわれた場合

C. 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明をおこなった場合

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12.(カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、第10条および第11条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。なお、暗証番号については、当金庫所定のATMを利用して変更することもできます。ATMの画面表示等の操作手順に従ってATMにカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定事項を入力してください。この場合には届出の必要はありません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを紛失した旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当金庫に届出てください。

13.(カードの再発行等)

- (1) カードの再発行は、当金庫所定の手続をした後におこないます。この場合、相当の期間

をおき、または保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

14.(ATMへの誤入力等)

(1) ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先のATM、支払提携先のATM、振込提携先のATMを使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

15.(解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当金庫に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫から請求がありしだい直ちにカードを当金庫に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

第16条に定める規定に違反した場合

預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

16.(譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入または貸与することはできません。

17.(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取り扱います。

18.(規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

ICカード特約

1.(特約の適用範囲)

(1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたカード(以下「I

Cカード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。

(2) この特約は当金庫個人キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫個人キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫個人キャッシュカード規定により取り扱うものとします。

(3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫個人キャッシュカード規定の定義によるものとします。

2.(ICカードの利用)

(1) ICカードは、次の場合に利用することができます。

当金庫所定のICカードが利用できるATM(以下「ICカード対応ATM」といいます。)を使用して預金の預入れおよび払戻しならびに振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

その他当金庫所定の取引をする場合

(2) 当金庫個人キャッシュカード規定の定めにかかわらず、ICカードは、ICカード対応ATM以外のATMでは利用できません。

3.(ICカード以外のカードへの変更)

ICカードの利用をやめ、ICカード以外のカードに変更する場合には、当金庫所定の方法により届出てください。この変更は当金庫所定の手続きをした後におこないます。

以上

2020年4月1日現在